

2 庶務諸給与事務

(6) タクシーチケット管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容(案)
環境農林水産部 環境農林水産総務課(2件) 循環型社会推進室(3件) エネルギー政策課(2件) みどり・都市環境室(2件) 環境管理室 農政室(2件) 流通対策室 水産課(2件)	環境農林水産部 水産課 所定のタクシー使用簿を使用しておらず、所属独自の使用簿により管理していた事例があった(タクシー使用簿の存在を知らなかったもの)。	「タクシーの使用基準」に基づき、所定のタクシー使用簿を使用されたい。(1) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 庁内の「タクシーの使用基準」において、所定のタクシー使用簿を備えおくことが定められている。 </div>	「監査の結果」文末(1)～(4)の番号に対応 (1) 部内各所属に対し、「タクシーの使用基準」(平成10年3月総務部財政課)を再周知し、その遵守を徹底した。指摘のあった所属は、現在、所定のタクシー使用簿により管理を行っている。 (2) 発券時のタクシー利用区間に変更があった場合、使用者に発券承認者へその旨を申出させ、使用簿にその旨を記載するよう周知を行った。 (3) 「タクシーの使用基準」上では特に定めはないが、よりチェック機能を強化するという観点から、使用者・承認者・事後確認者が同一人物とならないよう周知を行った。また、全庁的ルールづくりを制度所管課(財務部財政課)に働きかけた。 (4) タクシー使用簿の使用理由欄への記載内容について、よりその使用の必要性が判断できるよう具体的に記載するよう周知を行った。また、時間外勤務などによる深夜早朝の公共交通機関の利用ができない場合のタクシー使用についても、タクシーチケットの余白部分に、乗車した日時を記載するよう周知を行った。
	環境農林水産部 農政室 タクシー使用簿に使用後の確認印が無い事例があった。	「タクシーの使用基準」に基づき、使用の事実確認後、タクシー使用簿への押印を励行されたい。(1) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 庁内の「タクシーの使用基準」において、使用の事実確認後、総務担当主査がタクシー使用簿に押印することが定められている。 </div>	
	環境農林水産部 循環型社会推進室 当初予定の利用区間の変更にあたって、区間変更の承認の証跡が確認できない事例があった。	「タクシーの使用基準」に基づき、タクシー使用簿には利用区間を記載することとなっているため、当該利用区間の変更にあたっては、事後的に変更の承認が確認できるよう、証跡を残すよう励行されたい(変更の確認時に確認印を押印すること)。(2) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 庁内の「タクシーの使用基準」において、所定のタクシー使用簿には利用区間を記載することとなっている。 </div>	
	環境農林水産部 環境農林水産総務課・エネルギー政策課・みどり・都市環境室・循環型社会推進室 使用者、承認者及び事後確認者の三者が同一の事例や、使用者及び事後確認者が同一の事例があった	使用者・承認者・事後確認者は同一人物にならないよう励行されたい。(3)	
	環境農林水産部 環境農林水産総務課・エネルギー政策課・流通対策室・水産課・みどり・都市環境室・農政室・環境管理室・循環型社会推進室 タクシー使用簿の使用理由欄に「残業」、「市場用務」、「打ち合わせ」などと記載され、タクシーの使用理由を限定する「タクシーの使用基準」を遵守しているかどうか、事後的に確認できない事例があった。	「タクシーの使用基準」において、使用理由を限定している趣旨を勘案し、タクシー使用簿に使用内容を記載するにあたっては、庁内のポータルサイトを参照し、使用が不可欠であることが分かるように詳細に記載されたい。(4) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 庁内のタクシーの使用に関するポータルサイトにおいて、タクシー使用簿の使用理由欄には、以下の例を挙げ、具体的な内容を記載する必要があるとしている。 ・「ダンボール 箱の の荷物を、××事務所に運搬する必要があるため」 ・「業務のため、公共交通機関の利用が不可能な早朝に出勤するため」 ・「時間外勤務が深夜に及んだため」 </div>	